○公安委公告

解除予定保安林 (周防大島町) (森林整備課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

○ 告示

目

次

8月16日 (火曜日)

平成 28 年

Щ

県報の正誤 (平成二十八年四月二十二日山口県公告 (一七二))....

四

兀

契約の締結......

県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧 (農村整備課) 県営新ながと地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧 (農村整備課)

Ξ

Ξ

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課).....

山口県告示第二百五十七号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年八月十六日から同年九月五日までの に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧

平成二十八年八月十六日

山口県知事 村 畄 嗣 政

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所

所 宇部興産株式会社 宇部市大字小串ー九七八番地の九六

工場又は事業場の名称及び所在地

宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

名称 所在地 宇部市大字小串ー九七八番地の一〇

特定施設に関する事項 種類、構造及び使用時間間隔等

Ξ

第四十-	1 七一口	種類
七号の医薬	ı į ≡	能加州人田力構
業の用に供	平一成一八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	年 子 工 事 着 日 定手
ある過施	○成	年予工 月 完成 日定成 造
設をいう。昭和四十六年政令第百八十	平成二八、一下	年予使 月 開 日定始
い今第百万	連通続	間使用時 使隔間 田
ノ	一四時間	時り 一日当 使用た 方
另表第 一	変動なし	動季 の節 概的 要変

五〇、二九九・九

五

五四

六四八、

000

六四八、

000

九、

100

九一、二〇〇

ó

000

<u></u>

000

八五二、

<u>_</u>

八五二、二二〇

七〇八・一

八五、

三三・九

通

三三〇・八

五 最

九四〇・

常

排出水の一日当たりの量(㎡)

通

常

最

汚水等の一日当たりの量

 $\frac{1}{m^3}$

名

(三四二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、平成二十八年八月十六日から同年十二月十六日までの間、山口県商工労 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します

平成二十八年八月十六日

山口県知事 村 畄 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 宇部市西琴芝一丁目九一〇 アルク琴芝店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名

田中 康男

三 変更に係る事項の概要 株式会社丸久

П

を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業 変 更 に 係 る 事 項 株式会社プラスワン西日本 変 更 前 変 更 後

届出年月日

四

Щ

平成二十八年八月三日

五 変更年月日

平成二十八年七月三十一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

所

代表者の氏名

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

を行う者の住所大規模小売店舗において小売業	を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業	変更に係る事項
		変
		更
		前
山口市小	福江	変
小郡下郷二	努	更
三の五		後

兀 届出年月日

平成二十八年八月三日

五 変更年月日

平成二十八年八月一日

(三四三) 県営新ながと地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 新ながと地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

平成二十八年八月十六日

山口県知事

村

畄

嗣

政

縦覧に供する書類

県営新ながと地区中山間地域総合整備事業計画書の写し

_ 縦覧の期間

平成二十八年八月十七日から同年九月五日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三四四) 県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

梅香地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同 条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、県営 山口県知事

村

畄

嗣 政

六

上

左 か 一ら

下関市秋根東町二丁目一四番三号

下関市秋根東町一四の三

人所

山山

 $\Box_{\,\Box}$

知県 事庁

平成二十八年八月十七日から同年九月五日まで 県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し 山口県農林水産部農村整備課 山口県知事 村 畄

第 2786

縦覧の期間

Ξ

縦覧の場所

号

縦覧に供する書類

平成二十八年八月十六日

(--)山口県知事 契約担当者

村岡

嗣政

嗣

政

調達方法

購入

 (Ξ) 落札方式 最低価格

誤

正

項の規定による届出) ページ 平成二十八年四月二十二日山口県公告 (一七二) (大規模小売店舗立地法第五条第一 段 行 誤 正

兀